

A5 医療機関が広告することができる診療科名について、従来は、医療機関が提供する医療機能に関する情報を効果的に患者、住民等に提示し、患者、住民等による医療機関の選択が適切に行われるようにするという観点から、広告する診療科名の数は、勤務する医師の数にかかわらずとされていました。

今回の診療科名の改正においては、患者等による自分の病状等に合ったより適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、医療機関においては、当該医療機関に勤務する医師又は歯科医師一人に対して主たる診療科名を原則2つ以内とし、診療科名の広告に当たっては、主たる診療科名を大きく表示するなど、他の診療科名と区別して表記することが望ましいものとされました。